障害者基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百五十二号

障害者基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「第二条」を「第二条第一号」に、「地域における」を「地域社会における」に「第十五条第三項」を「第十八条第三項」に改める。

一　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第三号

二　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十一条の十四第一項第三号

（公営住宅法施行令の一部改正）

第二条　公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号及び第四項第一号イ中「第二条」を「第二条第一号」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第三条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号ヨ中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直**人

総務大臣　片山　善博

国土交通大臣　大畠　章宏

府　令

○内閣府令第四十一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の五第四項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号ヲ中「この号」を「ヲ」に改め、同号に次のように加える。

ワ　当該有価証券の募集又は売出しが当該有価証券をもつて対価とする海外公開買付け（令第十二条第七号に規定する海外公開買付けをいう。次号ヘにおいて同じ。）のために行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号の六様式第二部の第1の4から6までに掲げる事項

第十九条第二項第二号に次のように加える。

ヘ　当該有価証券の発行が海外公開買付けのために行われる場合には、第二号の六様式第二部の第1の4から6までに掲げる事項

第二号の二様式第二部第1の6を同様式第二部第1の7とし、同様式第二部第1の5の次に次のように加える。

6【有価証券をもつて対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

第二号の二様式第二部第1の6を同様式第二部第1の7とし、同様式第二部第1の5の次に次のように加える。

6【有価証券をもつて対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】(5－2)

a　提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、記載を要しない。

b　公開買付けに係る提出会社は、発行（売出）価格（出資の目的とする有価証券との交換比率によつて発行（売出）価格を決定している場合には、当該有価証券の種類及び交換比率）その他の発行（交付）条件の合理性に関する考え方を具体的に記載すること。また、当該発行（交付）条件により募集（売出し）を行う理由及び判断の過程を具体的に記載すること。

第二号の七様式第一部第1の7を同様式第一部第1の8とし、同様式第一部第1の6を同様式第一部第1の7とし、同様式第一部第1の5の次に次のように加える。

6【有価証券をもつて対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

第七号の二様式第一部第1の6を同様式第一部第1の7とし、同様式第一部第1の5の次に次のように加える。

6【有価証券をもつて対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

第七号の二様式第一部第1の6を同様式第一部第1の7とし、同様式第一部第1の5の次に次のように加える。

6【有価証券をもつて対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

第七号の四様式第一部第1の7を同様式第一部第1の8とし、同様式第一部第1の6を同様式第一部第1の7とし、同様式第一部第1の5の次に次のように加える。

6【有価証券をもつて対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

第十一号様式第二部第1の6を同様式第二部第1の7とし、同様式第二部第1の5の次に次のように加える。

6【有価証券をもつて対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

第十二号の二様式第二部第1の6を同様式第二部第1の7とし、同様式第二部第1の5の次に次のように加える。

6【有価証券をもつて対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

第十五号様式第二部第1の6を同様式第二部第1の7とし、同様式第二部第1の5の次に次のように加える。

6【有価証券をもつて対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】